



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年11月21日金曜日 第2018号

◇ 目 次 ◇

肥料の登録.....	1209
肥料の登録の失効.....	1209
新たな土地改良事業の施行の認可(2件).....	1209
土地改良事業の工事完了の届出.....	1209
建設業者の許可の取消し.....	1209
建設業者の許可の取消し.....	1210
開発行為に関する工事の完了.....	1210
道路の区域変更(一般国道440号).....	1210
市営土地改良事業の施行の同意(5件).....	1211
町営土地改良事業の施行の同意.....	1211
建設業者の許可の取消し.....	1211
道路の供用開始(一般国道197号).....	1211

公安委員会訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令.....1211

告 示

○愛媛県告示第1624号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条の規定に基づき、次のとおり肥料の登録をした。

平成20年11月21日

愛媛県知事 加戸守行

登録年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成20年11月5日	愛媛県第1275号	混合有機質肥料	スーパー有機DX	窒素全量 1.7 りん酸全量 4.5 加里全量 3.0	公定規格のとお	有限会社宇摩ボウトリ 愛媛県四国中央市土居町津根4392

○愛媛県告示第1625号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第14条の規定に基づき、次の肥料の登録は、失効した。

平成20年11月21日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1629号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成20年11月21日

愛媛県知事 加戸守行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-19)第8275号	平成19年6月10日	岩崎冷熱(株)	岩崎 栄治	新居浜市繁本町9-53	平成20年10月20日	熱絶縁工事業	建設業の廃止(一部)

失効年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成20年8月24日	愛媛県第1232号	魚廃物加工肥料	宇和島漁協魚廃物加工肥料	窒素全量 6.0 りん酸全量 1.5 加里全量 1.0	公定規格のとお	宇和島漁業協同組合 宇和島市樹形町二丁目6番11号

○愛媛県告示第1626号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、丹原町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・北田野地区)の施行を平成20年11月7日認可した。

平成20年11月21日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

○愛媛県告示第1627号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、丹原町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・田野上方地区)の施行を平成20年11月7日認可した。

平成20年11月21日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

○愛媛県告示第1628号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、今治市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成20年11月21日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業(農道)	桂地区	平成20年10月31日
県単独補助土地改良事業(かんがい排水)	三反地地区	平成20年10月31日

○愛媛県告示第1630号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成20年11月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般 - 19) 第 15250 号	平 成 20 年 2 月 19 日	岡本建設(有)	岡本 勝行	松山市勝岡町154 - 2	平 成 20 年 10 月 6 日	土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ば装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業、水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 15) 第 9192 号	平 成 16 年 2 月 10 日	内海総合建設(株)	杉山 茂樹	松山市南吉田町1467 - 1	平 成 20 年 10 月 9 日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 19) 第 6878 号	平 成 19 年 10 月 3 日	羽藤通信	羽藤 武久	松山市北条辻204 - 6	平 成 20 年 10 月 14 日	電気通信工事業	建設業の廃止
(特 - 16) 第 1460 号	平 成 16 年 11 月 18 日	向井建設(株)	向井 真市	松山市姫原 2 - 1 - 31	平 成 20 年 10 月 16 日	左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 15) 第 15502 号	平 成 16 年 3 月 8 日	谷原建設	谷原 学	松山市上野町甲227	平 成 20 年 10 月 21 日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 19) 第 15005 号	平 成 19 年 5 月 13 日	伸和環境(株)	篠原 環	松山市勝岡町234	平 成 20 年 10 月 24 日	電気工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 18) 第 12480 号	平 成 18 年 11 月 22 日	日本電話電工(株)	松浦 久司	松山市来住町1228 - 1	平 成 20 年 10 月 24 日	電気通信工事業	建設業の廃止
(般 - 19) 第 13935 号	平 成 20 年 2 月 9 日	(有)森川建設	森川 碩次	松山市木屋町 4 - 59	平 成 20 年 10 月 27 日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 16) 第 15711 号	平 成 17 年 3 月 4 日	(有)西日本電話システム	富永 賢志	松山市萱町 5 - 10 - 10	平 成 20 年 10 月 27 日	電気通信工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1631号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成20年11月21日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
20中局建(開)第42号 平成20年11月11日	伊予郡松前町大字北川原字岩ノ本79番3、86番、87番、88番、89番、90番1、90番3、90番4、91番1、91番3、91番4、92番1、92番4、92番5	松山市南江戸二丁目660番地1 株式会社愛亀

○愛媛県告示第1632号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年11月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道 路 の 種 類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷字郷角12690番から 同字郷角12678番1まで	旧	メートル 3.8~16.2	キロメートル 0.143	
			新	8.6~18.0	0.145	

○愛媛県告示第1633号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、宇和島市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・大浦地区）の施行に平成20年11月12日同意した。

平成20年11月21日

愛媛県南予地方局長 渡部 敏夫

○愛媛県告示第1634号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、宇和島市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・成家地区）の施行に平成20年11月12日同意した。

平成20年11月21日

愛媛県南予地方局長 渡部 敏夫

○愛媛県告示第1635号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、宇和島市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・曾根地区）の施行に平成20年11月12日同意した。

平成20年11月21日

愛媛県南予地方局長 渡部 敏夫

○愛媛県告示第1636号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、宇和島市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・音地地区）の施行に平成20年11月12日同意した。

平成20年11月21日

愛媛県南予地方局長 渡部 敏夫

○愛媛県告示第1637号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、宇和島市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・下波地区）の施行に平成20年11月12日同意した。

平成20年11月21日

愛媛県南予地方局長 渡部 敏夫

○愛媛県告示第1638号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、愛南町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・土居地区）の施行に平成20年11月12日同意した。

平成20年11月21日

愛媛県南予地方局長 渡部 敏夫

○愛媛県告示第1639号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成20年11月21日

愛媛県知事 加戸 守行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-18)第7702号	平成18年6月23日	(有)大西工業	大西 正昭	宇和島市保田甲1878-1	平成20年10月3日	鉄筋工事業	建設業の廃止
(般-18)第10127号	平成18年4月21日	朝日産業(有)	松本 亀明	西宇和郡伊方町仁田之浜967	平成20年10月16日	造園工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第1640号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年11月21日

愛媛県知事 加戸 守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	197号	大洲市肱川町宇和川3678番4から 同市肱川町宇和川3755番3まで	平成20年11月21日

公安委員会訓令

○愛媛県公安委員会訓令第8号

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年11月21日

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程（昭和37年愛媛県公安委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																				
<p>別表2（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">部課長の専決事項</p> <p>1 部長専決事項</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 生活安全部長</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">法令</th> <th style="width:85%;">専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>インターネット</td> <td>1 <u>第13条及び第15条第2項第1号の規定によるインターネット異性紹介事業者に対する指示</u></td> </tr> <tr> <td>インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)・(5) 省略</p> <p>2 課長専決事項</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 生活安全企画課長</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">法令</th> <th style="width:85%;">専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>インターネット</td> <td>1 <u>第15条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による処分移送通知書の送付及び受理</u></td> </tr> <tr> <td>インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律</td> <td>2 <u>第16条の規定によるインターネット異性紹介事業者に対する報告及び資料の提出の要求</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 <u>第17条第1項の規定による国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 <u>第17条第2項の規定による他の公安委員会への通報及び他の公安委員会からの通報の受理</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 <u>第20条の規定による登録誘引情報提供機関に対する情報の提供</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(6)～(12) 省略</p> <p>別表3（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">警察署長の専決事項</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">法令</th> <th style="width:85%;">専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>犯罪による収益の移転防止に関する法律</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>インターネット</td> <td>1 <u>第7条第1項の規定によるインターネット</u></td> </tr> </tbody> </table>	法令	専決事項	省略		インターネット	1 <u>第13条及び第15条第2項第1号の規定によるインターネット異性紹介事業者に対する指示</u>	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）		省略		法令	専決事項	省略		インターネット	1 <u>第15条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による処分移送通知書の送付及び受理</u>	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	2 <u>第16条の規定によるインターネット異性紹介事業者に対する報告及び資料の提出の要求</u>		3 <u>第17条第1項の規定による国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理</u>		4 <u>第17条第2項の規定による他の公安委員会への通報及び他の公安委員会からの通報の受理</u>		5 <u>第20条の規定による登録誘引情報提供機関に対する情報の提供</u>	法令	専決事項	省略		犯罪による収益の移転防止に関する法律	省略	インターネット	1 <u>第7条第1項の規定によるインターネット</u>	<p>別表2（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">部課長の専決事項</p> <p>1 部長専決事項</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 生活安全部長</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">法令</th> <th style="width:85%;">専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>インターネット</td> <td>1 <u>第10条の規定によるインターネット異性紹介事業者に対する是正命令</u></td> </tr> <tr> <td>インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）</td> <td>2 <u>第11条の規定によるインターネット異性紹介事業者に対する報告徴収</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)・(5) 省略</p> <p>2 課長専決事項</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 生活安全企画課長</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">法令</th> <th style="width:85%;">専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(6)～(12) 省略</p> <p>別表3（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">警察署長の専決事項</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">法令</th> <th style="width:85%;">専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>犯罪による収益の移転防止に関する法律</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	法令	専決事項	省略		インターネット	1 <u>第10条の規定によるインターネット異性紹介事業者に対する是正命令</u>	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）	2 <u>第11条の規定によるインターネット異性紹介事業者に対する報告徴収</u>	省略		法令	専決事項	省略		法令	専決事項	省略		犯罪による収益の移転防止に関する法律	省略
法令	専決事項																																																				
省略																																																					
インターネット	1 <u>第13条及び第15条第2項第1号の規定によるインターネット異性紹介事業者に対する指示</u>																																																				
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）																																																					
省略																																																					
法令	専決事項																																																				
省略																																																					
インターネット	1 <u>第15条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による処分移送通知書の送付及び受理</u>																																																				
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	2 <u>第16条の規定によるインターネット異性紹介事業者に対する報告及び資料の提出の要求</u>																																																				
	3 <u>第17条第1項の規定による国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理</u>																																																				
	4 <u>第17条第2項の規定による他の公安委員会への通報及び他の公安委員会からの通報の受理</u>																																																				
	5 <u>第20条の規定による登録誘引情報提供機関に対する情報の提供</u>																																																				
法令	専決事項																																																				
省略																																																					
犯罪による収益の移転防止に関する法律	省略																																																				
インターネット	1 <u>第7条第1項の規定によるインターネット</u>																																																				
法令	専決事項																																																				
省略																																																					
インターネット	1 <u>第10条の規定によるインターネット異性紹介事業者に対する是正命令</u>																																																				
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）	2 <u>第11条の規定によるインターネット異性紹介事業者に対する報告徴収</u>																																																				
省略																																																					
法令	専決事項																																																				
省略																																																					
法令	専決事項																																																				
省略																																																					
犯罪による収益の移転防止に関する法律	省略																																																				

異性紹介事業を 利用して児童を 誘引する行為の 規制等に関する 法律	<u>ト異性紹介事業の届出の受理</u> 2 第7条第2項の規定によるインターネッ <u>ト異性紹介事業の廃止及び変更に係る届出</u> <u>の受理</u> 3 第16条の規定によるインターネット異 <u>性紹介事業者に対する報告及び資料の提出</u> <u>の要求</u>		
省略		省略	

附 則

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。